

九州地方整備局発注業務にかかる不正事案再発防止に関する報告書

令和3年12月20日

九州地方整備局発注業務にかかる不正事案再発防止対策検討委員会

九州地方整備局発注業務にかかる不正事案再発防止に関する報告書

第1章	はじめに	2
第2章	事実経過等	3
2-1	職員の経歴等	
2-2	事実経過等	
第3章	九州地方整備局の対応	6
3-1	これまでの対応	
3-2	本事案発生後の対応	
第4章	不正事案発生の要因	17
4-1	コンプライアンス意識の欠如	
4-2	事業者との不適切な接触	
4-3	海洋環境整備船等の修理等にかかる業務の特殊性	
4-4	不正を未然に防げなかった職場環境	
第5章	再発防止策	22
5-1	コンプライアンス意識の一層の浸透	
5-2	事業者等との接触に関するルールの遵守	
5-3	海洋環境整備船等の修理等専門性が高い業務の標準化	
5-4	風通しが良く、不正の芽を見逃さない職場環境づくり	
第6章	おわりに	27

第1章 はじめに

令和3年8月22日、九州地方整備局下関港湾空港技術調査事務所係長（以下「職員A」という。）が、関門航路事務所係長在職中の令和2年11月から令和3年2月にかけて、同事務所が保有する船舶に搭載されたクレーン修理業務の発注を巡り、職務に反して、特定の事業者が受注できるよう便宜を図った見返りに数十万円相当の電化製品を受け取ったとして、刑法違反（収賄罪）の容疑で逮捕された（以下「本事案」という。）。

九州地方整備局は、入札談合事案等の不祥事を契機に、累次にわたる再発防止対策を講じ、平成24年度以降、コンプライアンス推進本部及びコンプライアンス・アドバイザー委員会を設置し、年度毎にコンプライアンス推進計画を策定（平成27年度以降は継続的かつ安定的な体制・取組を図るため複数年毎の計画として策定）するなど、10年以上の長きにわたり組織全体でコンプライアンスに関する取組を継続強化してきた。

今般、同整備局職員が不正行為に関わっていたことが明らかになったことは、国民からの信頼を大きく裏切るものであり、極めて残念である。国家公務員は、国民の税金を扱い、国民の信託に応える使命をもつ国の機関の職員としての責任の重さを改めて自覚し、国民全体の奉仕者として服務規律を遵守するとともに、高い倫理観を持って公正に職務を遂行することが求められる。このような観点から、本事案の原因究明を行い、あらゆる手段を尽くして再発防止に努め、国民からの信頼を回復していかなければならない。

「九州地方整備局発注業務にかかる不正事案再発防止対策検討委員会」では、強い危機感を持って、従来のコンプライアンスに関する取組は十分であったか、同整備局職員の倫理意識に問題はなかったか、不正行為を看過する組織の風土がなかったか、不正を未然に防ぐことのできなかつた職場環境、職員Aが担当していた業務の執行体制に問題がなかったかを含め、徹底して不正事案発生の要因を考察し、二度とこのような不正事案を起こさないための再発防止策の検討を進めてきた。

今般、本事案の事実経過や職員へのヒアリング等を基に本事案の発生要因を整理し、再発防止策を取りまとめたので、ここに報告する。

令和3年12月20日

九州地方整備局発注業務にかかる不正事案再発防止対策検討委員会
委員長 矢野 真一郎

第2章 事実経過等

本事案について、令和3年11月4日に行われた公判において明らかになった公訴事実や供述等（以下「公訴事実等」という。）、及び九州地方整備局による関係職員への聞き取りによれば、事実経過は、概ね以下のとおりである。

2-1 職員の経歴等

職員Aは、平成5年4月に旧運輸省第四港湾建設局（現在の国土交通省九州地方整備局）に採用された。専門分野は土木であり、採用以降、主に港湾空港事業に関係する部署に勤務していた。

その後、職員Aは、平成27年4月に関門航路事務所船舶課船舶整備係長に着任した。公訴事実等によれば、職員Aが本事案の贈賄側とされている相手方事業者（以下「甲社」という。）の代表取締役（以下「取締役B」という。）と関係を深めていったのは、平成28年頃からであった。

職員Aは、平成29年4月、同事務所海洋環境・防災課調査係長、同31年4月に同課緊急確保航路係長に配置換、令和3年4月、下関港湾空港技術調査事務所調査課水工係長に異動となったが、同事務所へ異動するまでの間、海洋環境整備船にかかる同一業務を担当する立場にあった。発覚の経緯は不明であるが、この間に本事案が発生し、福岡県警察に逮捕されることとなった。

2-2 事実経過等

公訴事実等によれば、令和2年、関門航路事務所海洋環境・防災課緊急確保航路係長であった職員Aは、同事務所が発注する海洋環境整備船「がんりゅう」に搭載されていた古多関節クレーン修理業務に関し、甲社が受注できるように有利かつ便宜な取り計らいを受けることなどに対する謝礼及び今後も同様の取り計らいを受けたいとの趣旨のもとに供与されるものであることを知りながら、同年11月から令和3年2月までの間、北九州市門司区内の門司港湾合同庁舎の駐車場において、3回にわたり、ワイヤレスイヤホン等8点（販売価格合計34万8千244円）を受け取り、18万円で売却した。

また、職員Aは、甲社から当初見積金額を125万4千円と提示されていた同業務の支払代金額を水増ししようと考え、令和3年2月17日頃から同年3月23日頃までの間、同業務の見積代金額の合計を227万2千600円とする内容の物品購入要求書を3通作成のうえ、3回にわたり、関門航路事務所品質管理課に提出し、事情を知らない品質管理課に少額随意契約を締結させ、さらに事情を知らない九州地方整備局総務部経理調達課に同年3月5日から同年4月2日までの間、3回にわたり、甲社名義の口座に前記代金として合計227万2千

600円を入金させた。

一方、取締役Bは、令和2年11月14日頃から令和3年2月17日頃までの間、3回にわたり、職員Aの職務に関する賄賂として、ワイヤレスイヤホン等8点、販売価格34万8千244円を職員Aに対して供与した。

職員Aは、公判において、「収賄が悪いことは認識していた、水増しは余計な税金を使ってしまい申し訳ない。」と述べている。

また、取締役Bは、公判において、「イヤホンやカメラの供与は賄賂と認識しており、甲社の税理士から、こうした物品の購入は賄賂の疑いを受けるかもしれないので良くないとの注意を受けていたが、中小の会社は実質的に弱い立場なのが実態であり、仕事を失う恐怖感があって断れなかった。」と述べている。

このような職員Aの行為は、九州地方整備局発注者綱紀保持規程並びに国家公務員倫理規程に違反する行為であり、コンプライアンス意識が著しく欠如していたといえる。

関門航路事務所では、物品購入や修理などの役務提供にかかる契約の締結が必要となる際、本来は、業務担当課において物品購入要求書を起案し、これに内訳書や参考見積書等を添付し契約担当課である品質管理課に提出、同課においてその内容を審査して必要な手続きを経て契約の相手方等が決定されるが、九州地方整備局による関係職員への聞き取りによれば、海洋環境整備船等の修理等は、船舶の専門性、特殊性、緊急性を理由に、本来品質管理課が行うべき見積書の徴取等の契約手続きを職員Aが行っていた。

公判において、職員Aは、「甲社から、古多関節クレーンの見積額125万4千円の提出を受け、90万円、90万円、60万円の3件に分割した見積書提出を取締役Bに依頼した。」と述べており、これは、3件に分割し少額随意契約の範囲で処理するためで、職員Aから取締役Bに直接依頼していた。

このような職員Aの行為は、明らかな職務上の不正行為であった。

なお、職員Aは、「甲社以外に同様の働きかけを行ったことはない。」と述べている。

公判において、職員Aは、「古多関節クレーンは外国製であり、同クレーンを取り扱う大型機器の製造会社（以下「乙社」という。）の代理店である甲社としか相談ができなかった。」と述べている。

さらに、公判において、職員Aは、「北九州市門司区の合同庁舎駐車場で、ワ

イヤレスイヤホン等を受け取り、18万円で売却し、自身の生活費やパチンコ代や遊興費として使用した。」「平成28年から物品を要求することになったのは、平成27年以前からお金がなかったから、平成28年以降、約1200万円の物品供与を要求した。」「30万円の給与は元妻の口座に入金され、毎月1万7千円を元妻から受け取りに行っていた。」と述べている。

なお、職員Aは、「令和3年4月に転勤したので、その後は取締役Bに同様の要求をすることができなくなった。」と述べている。

なお、公判での罪状認否では、職員A、取締役Bともに公訴事実を認めている。

職員Aによるこれらの行為は、九州地方整備局発注者綱紀保持規程並びに国家公務員倫理規程に違反する行為であるだけでなく、職務上の不正行為による賄賂の收受であり、刑法の加重収賄罪（刑法第197条の3第1項、第197条第1項前段）に該当する行為であった。

第3章 九州地方整備局の対応

3-1 これまでの対応

国土交通省では、工事の発注等をめぐり、過去に不正事案が発生してきたことを踏まえ、累次にわたり再発防止策を講じ、対策を強化してきた。

九州地方整備局においても、発注事務等に関する法令の遵守・綱紀の保持を図るとともに、コンプライアンスを組織に定着させる取組を継続・強化してきた。

3-1-1 九州地方整備局におけるこれまでの取組

九州地方整備局では、平成18年11月に「九州地方整備局発注者綱紀保持規程」を制定し、同時に、同規程第17条に基づく「発注者綱紀保持マニュアル」（以下、「九州地方整備局発注者綱紀保持規程」と併せて「発注者綱紀保持規程等」という。）を策定し、発注担当職員の責務、情報の適切な管理、秘密の保持、事業者等¹との応接方法、内部通報等の対策の内容を明らかにし、発注事務等に関する法令の遵守・綱紀の保持を図ってきた。

また、平成24年には、九州地方整備局長（以下「局長」という。）を本部長とする「九州地方整備局コンプライアンス推進本部」（以下「推進本部」という。）及び外部の学識経験者から構成される「九州地方整備局コンプライアンス・アドバイザー委員会」（以下「アドバイザー委員会」という。）を設置し、発注者綱紀保持をはじめ、公正性及び倫理性にかかる国民からの社会的要請に応えるため、コンプライアンスの推進及びそのための内部統制の強化（以下「コンプライアンス等の強化」という。）に取り組んできた。

3-1-2 九州地方整備局コンプライアンス推進計画に基づくこれまでの取組

推進本部では、九州地方整備局におけるコンプライアンス等の強化を図るため、アドバイザー委員会の提言を受け、「九州地方整備局コンプライアンス推進計画」（以下「コンプライアンス推進計画」という。）を策定し、これまで10年にわたり、様々な取組を繰り返し実施してきた。

令和3年度においても、「九州地方整備局コンプライアンス推進計画（令和3年度～令和5年度）」に基づき、九州地方整備局の重要な使命は、インフラの整備・管理を通じて、国民の安全・安心の確保、快適で豊かな地域づくりであり、職務の遂行に当たっては、法令遵守はもとより、「社会的要請」に応え、「国民からの信頼」が得られる組織風土を醸成するとの基本方針のもと、以下のような具体的な取組を行っている。

（1）風通しの良い職場づくり

¹ 事業者等：事業者（事業を行う個人を含む）及び事業者団体をいう。

国民からの信頼が得られる職場となるよう、職員間のコミュニケーションの活性化や情報共有の促進、上司・部下との信頼関係の醸成を図る等、風通しの良い職場づくりを進める。そのため、職員は、業務進捗や業務課題等の情報共有や知識の共有を図る。

(2) 職員一人ひとりの知識・意識の向上

①コンプライアンスに関する情報提供と活用

職員へ、「職場の健康づくりポケットブック」(冊子版又はスマホ版)の携帯を促し、発注者綱紀保持及び公務員倫理等に関する情報の提供と活用を図る。

また、コンプライアンスに関する知識の向上と意識の定着を目的に、「コンプライアンス通信」の発行(原則、毎月)や他機関等のコンプライアンス情報の周知により、職員がより理解を深めることができる話題を提供する。

②研修・講習会等の実施

職員が遵守すべき「ルールの理解及び定着」とコンプライアンスの知識・意識の向上を図るため、各階層等に応じて、研修や各種講習会等を実施する。また、コンプライアンスミーティングや、コンプライアンスセルフチェック等を実施する。

(3) 誤りや不適切な行為の未然防止

「入札・契約事務の適切な執行」として、事務所毎の応札状況を毎月公表し、透明化を図る等の取組のほか、「事業者等への適切な対応」の取組として、九州地方整備局ウェブサイトの有資格業者を対象とした発注者綱紀保持の取組についての協力依頼を常時掲載するほか、執務室の入口等に執務室への入室に関する協力依頼を掲示する。また、「情報管理の徹底」として、発注事務に関する情報について、「発注者綱紀保持マニュアル」で指定された職員が適切に管理し、パスワードの設定等によりセキュリティを強化する等情報管理の徹底を図る。

3-2 本事案発生後の対応

3-2-1 事案発生後実施した緊急的な措置

(1) 緊急事務所長会議の開催及び局長からの全職員に向けた訓示

令和3年8月22日、職員Aが収賄の容疑で逮捕されたことを受け、九州地方整備局では、翌8月23日に、九州地方整備局本局(以下「本局」という。)幹部職員を含む、緊急事務所長会議を開催した。会議において、局長が綱紀保持の

徹底並びにコンプライアンス推進計画及び発注者綱紀保持規程等に基づくルールの遵守の徹底を指示した。

また、同日、局長から、全職員に向けて、本事案の原因究明と再発防止に全力で取り組み、国民の信頼を回復することが重要である旨のメッセージを発出した。

(2) 事務所における少額随意契約業務の適正化の徹底

本事案を受け、令和3年8月26日付で本局から港湾空港関係事務所に対して事務連絡を発出し、会計法第29条の3第5項に基づく少額の随意契約業務について、関係法令の遵守と内部チェック機能確保の徹底を指示した。

また、令和3年9月13日付で、国土交通省港湾局から各地方整備局総務部総括調整官（港湾空港担当）に対して事務連絡が発出され、九州地方整備局（港湾空港）会計事務取扱細則に規定された契約担当課と業務担当課の役割分担の適正化の徹底が指示された。

3-2-2 検討委員会の設置

本事案の原因究明と再発防止策の検討を行うため、外部の有識者で構成する、「九州地方整備局発注業務にかかる不正事案再発防止対策検討委員会」（以下「検討委員会」という。）が令和3年9月1日に設置され、検討を行ってきた。

3-2-3 第1回検討委員会（令和3年9月3日）

本事案を踏まえ、これまでのコンプライアンスの取組、少額随意契約の手続きや人事配置の仕組みについて審議を行った。

【主な質問及び意見】

- ・今回と同様の少額随意契約における不正事案は、過去、他の地方整備局でもあったのか。
- ・一人の職員に任せっきりになっていたとのことであるが、周りの職員がその一人をどのようにチェックしていくかが重要。
- ・九州地方整備局における内部通報制度の運用状況を確認してほしい。
- ・ポストを2年ごとに異動しているが、同じ船舶修理の業務に長く携わることになった理由を確認してほしい。
- ・報道によると、金銭的に困窮していたとのことであるが、そのような者を発注等の担当にしない、という人事はできるのか。
- ・可能な限りでよいが、背景を知るため、私生活面についても調査してほしい。
- ・役職が変わっても職務内容は変わらないということが、九州地方整備局だけな

のか、それとも全国でもあるのか確認してほしい。

・今後の内部監査において、少額随意契約については重点項目として実施していくべき。

3-2-4 再発防止策検討のための事実確認及び緊急点検

(1) 第1回検討委員会における意見に関する事実確認結果

第1回検討委員会での委員の意見を踏まえて、本事案の原因究明のため、関門航路事務所におけるコンプライアンス・契約関係、人事配置関係について事実確認を行った。

①コンプライアンス関係

- ・過去の不正事案等を受け、コンプライアンス研修・講習等を通じた発注者綱紀保持の取組は強化されてきており、本局、事務所の各単位で取組は着実に実施されているが、職員への浸透度合いには差がある。
- ・職員Aのコンプライアンスに関する取組について確認したところ、その理解や意識に継続して課題があり、フォローアップが十分ではなかったと考えられる。
- ・職員Aが担当した海洋環境整備船及び港湾業務艇にかかる契約の実態について確認したところ、直属の上司と離れて一人で勤務していたため、十分な目配りやコミュニケーションが不足していたこと、業務の特殊性等により一連の業務発注にかかる契約手続きが職員A任せになっていた、などの不適切な実態が明らかになった。
- ・内部通報制度は存在し、職員への周知も行われている。
- ・九州地方整備局では、定期的に内部監査を実施している。少額随意契約も対象であるが、案件数が膨大であることから実際に監査の対象となる案件は限られていた。

②契約関係

- ・職員Aが担当した海洋環境整備船及び港湾業務艇にかかる契約の実態について確認したところ、本来契約担当課が徴取すべき見積書を業務担当課が行っていた、一連の業務発注にかかる契約手続きを職員Aが一人で行って、などのルールを逸脱した不適切な行為が明らかになった。
- ・背景の一部としては、特殊な装置や機械器具が搭載された海洋環境整備船等にかかる修理及び特殊な装備品にかかる契約は、技術的に専門性が高く、かつ、突発的な故障等に迅速に対応する必要があるということが考えられる。

- ・加えて、当該契約業務の監督・検査にあたっては、検査職員が、少額の契約であることを理由に、直接確認をせずに職員Aからの報告のみで処理するなどのルールを逸脱した不備もあった。

③人事配置関係

- ・職員Aは、本人の希望や個人的事情への配慮のほか、定員削減や業務再編の影響、職員Aが有する専門性の活用等により、結果として6年間同一の業務を担当することとなった。
- ・所属職員の経済状況については、裁判所から九州地方整備局への差押命令があったケースに加え、時々の上司によっては、職員間の日常的なコミュニケーションにおいて把握できる場合がある。

(2) 緊急的な点検の実施

本事案の概要、関門航路事務所における事実確認結果を踏まえ、九州地方整備局管内において、関門航路事務所以外で海洋環境整備船を保有している熊本港湾・空港整備事務所においても、コンプライアンス、契約関係の緊急点検を実施するとともに、九州地方整備局全体において内部通報制度・人事配置関係の緊急的な点検を実施した。

①緊急的な点検項目

<コンプライアンス・契約関係>

項目	点検対象
・内部通報制度の周知状況	【九州地方整備局】
・コンプライアンスの取組状況	【熊本港湾・空港整備事務所】
・契約手続きの逸脱（契約担当課、業務担当課の適正な役割分担）	【熊本港湾・空港整備事務所】
・契約の確認体制	【熊本港湾・空港整備事務所】

<人事配置関係>

項目	点検対象
・課及び役職が変わっても同一職務に従事している実態	【九州地方整備局】
・職員の経済状況	【九州地方整備局】

②緊急点検結果

- ・九州地方整備局における内部通報制度の周知状況については、全事務所で周知が行われていることを確認した。

- ・本事案を踏まえ、海洋環境整備船を保有する熊本港湾・空港整備事務所を対象として、コンプライアンスの取組、契約手続き状況、契約の確認体制について緊急点検を行い、海洋環境整備船及び港湾業務艇にかかる少額随意契約手続きにおいて、本来の手続きと異なり業務担当課が見積書を徴取していたことを確認した（令和3年9月13日以降は適正な手続きに是正済）。
また、関門航路事務所とは異なり、一連の業務発注にかかる契約手続きを一人の職員が行っていた事実はないことを確認した。
- ・九州地方整備局においては、本人の疾病等やむを得ない事情により、発注等事務に従事する職員のうち、同一ポストの在任期間が3年以上になっているケースがあるほか、定員削減や業務再編により課及び役職が変わっても、前職から継続して3年以上、同一職務に従事しているケースがある。
なお、裁判所からの債権差押命令等のある職員で発注等事務に従事している職員はいなかった。

3-2-5 第2回検討委員会（令和3年10月6日）

第1回検討委員会における質問・意見に関する事実確認の結果及び緊急点検の結果の報告を受け、議論を深めた。また、再発防止策を待たずに取り組むことができる対策について審議を行った。

【主な意見】

- ・不正が起こる典型的な例であり、長期間に渡って一連の業務発注にかかる契約手続きが職員A任せになっており、個人のコンプライアンス意識や良心に頼る体制となっていたと認識。
- ・職員Aが事業者に一人で対応していたことも問題。
- ・周りの職員には業務の運用上やむを得ないという認識もあったようだが、これまでの不正事案と同様に悪い慣習となっていたとの印象。
- ・職員Aは技術的に専門性が高い船舶の業務を行っていたことを理解したが、特殊な業務であったとしても、属人的な対応とせず、他の職員も対応できるよう標準化することが重要。
- ・チェック体制の強化に当たっては、単純に人数を増やすのは困難であるため、システムとしてチェック体制を強化する方法を検討する必要がある。
- ・監査は事後的であり、あくまでサンプル調査であるため、案件の抽出の仕方な

どには工夫の余地がある。例えば、年度の契約件数、契約金額を整理して、例年と比べて特に差がある場合には監査を検討するなど、簡単にできることから取り組むことも効果がある。

・検査職員が直接確認を行っていなかったなどの不備もあったとのことだが、こうした基本的なことを徹底するだけでも、今回の事案に対する抑止力となったのではないか。

3-2-6 再発防止策策定までの当面の措置

第2回検討委員会において報告された事実確認の結果及び緊急点検の結果を踏まえ、再発防止策を取り纏めるまでの間の当面の対応として、以下の措置を行った。

(1) コンプライアンス研修・講習等を通じた発注者綱紀保持の徹底

①コンプライアンスミーティングの実施

本局及び全事務所の全職員を対象とした、コンプライアンスミーティングを実施。

②海洋環境整備船等業務担当者を対象にしたコンプライアンス講習会等

関門航路事務所、熊本港湾・空港整備事務所の副所長、船舶担当職員を対象とした講習会を実施。

③契約担当、業務担当の管理職を対象としたコンプライアンス講習会等

港湾空港関係の業務担当及び契約担当課長等を対象とした講習会を実施(e-ラーニング)。

(2) 通報窓口の周知徹底

①全職員へ発注者綱紀保持カードのメール送付

10月末に発行する「職場の健康づくりだより10月号」に併せて全職員に発注者綱紀保持カードについての周知メールを送付。

②発注者綱紀保持担当者による発注者綱紀保持カードの所持徹底

港湾空港関係の全職員を対象に、発注者綱紀保持担当者による所持確認を実施。不所持者には所持を徹底。

③職場入口等における発注者綱紀保持カードの掲示

港湾空港関係の本局及び事務所の執務室に、「通報窓口及び連絡先」を掲示するよう、通知。

(3) 事業者等に対する応接ルールの徹底

- ①全職員へ職場の健康づくりポケットブックのメール送付
10月末に発行する「職場の健康づくりだより10月号」に併せて全職員に周知メールを送付。
- ②発注者綱紀保持担当者による職場の健康づくりポケットブックの所持徹底
港湾空港関係全職員を対象に、発注者綱紀保持担当者による所持確認を実施。不所持者には所持を徹底。
- ③発注者綱紀保持規程の事業者への周知
本事案を受け、九州地方整備局ホームページに掲載して周知している「有資格業者の皆様へ」の文書を、港湾空港関係の本局関係課、事務所閲覧窓口に掲示するとともに、広報資料として配置。

(4) 海洋環境整備船等の修理等にかかる契約方式等の見直し

- ①事務所における少額随意契約業務の適正化の徹底
本事案は、本来、契約担当課が行うべき契約の相手方の選定及び見積書の徴取を、九州地方整備局（港湾空港）会計事務細則に定められたルールを逸脱し、業務担当課が行っていたため生じたものである。契約担当課と業務担当課の役割分担の適正化を図る観点から、令和3年9月13日付けで国土交通省港湾局から各地方整備局総務部総括調整官（港湾空港担当）宛てに事務連絡が発出され、契約担当課が見積書徴取等の業務を実施することの徹底が指示された。
- ②契約方式の検討に必要な情報（緊急的な修理、物品購入の実績）の整理
特殊な装置や機械器具が搭載された海洋環境整備船等にかかる修理及び特殊な装備品の調達にかかる契約は、技術的に専門性が高く、かつ、突発的な故障等に迅速に対応する必要がある。このことが、本事案の背景の一部と考えられた。海洋環境整備船等にかかる修理及び特殊な装備品の調達にかかる契約業務の標準化を図る観点から、これらの契約について、海洋環境整備船等保有事務所における実績を整理した。
- ③少額随意契約・特命随意契約の適用範囲の周知
会計法第29条の3第4項に規定する特命随意契約について、法令上の要件等を整理した上で、特殊な装置や機械器具が搭載された海洋環境整備船等にかかる修理及び特殊な装備品の調達にかかる契約における適用範囲について整理した。この結果については、令和3年11月25日付で本局から船舶保有事務所に対して事務連絡を発出し、上記適用範囲について周知を図った。

(5) 海洋環境整備船等の少額随意契約にかかる内部統制機能の強化

- ①海洋環境整備船等保有事務所の少額随意契約手続きの実務者に関する調査

本事案の発生後、本事案の事実確認及び緊急的な点検として、海洋環境整備船等保有事務所の少額随意契約手続きの実務者に対するヒアリング等を実施した。

②所内上位職による多重チェックの強化

本事案は、一連の業務発注にかかる契約手続きを職員Aが一人で行っていたことが問題であった。このため令和3年8月26日付で本局から港湾空港関係事務所に対して事務連絡を発出し、見積依頼を行う前の事務所長及び副所長による事前確認の徹底を指示した。

③内部監査の実施（海洋環境整備船等保有事務所）

船舶修理等の契約手続きにおいてルールの逸脱が認められた海洋環境整備船等保有事務所を対象に、国の予算の執行及び会計事務の適正性について、令和3年10月27日及び28日に会計監査（特別監査）を実施した。

少額随意契約の適用範囲である契約のうち、海洋環境整備船等の修理及び特殊な装備品等にかかる契約を対象とし、意図的に契約を分割していないか等の監査項目を設定し、特別監査を実施した。

監査の結果、合理的な理由なく意図的に分割しているなどの不適切な事例は確認されなかった。また、海洋環境整備船等にかかる修理等、技術的に専門性の高い特殊業務に関して、業務の標準化、第三者機関によるチェックや助言等の必要性について、事務所幹部との意見交換を行った。

④監督・検査の実施にかかる適正化の徹底

本事案では、検査職員が、定められたルートを逸脱し、直接確認をせずに職員Aからの報告のみで処理するなど監督・検査の不備もあったことから、令和3年10月27日付で本局から船舶保有事務所に対して事務連絡を発出し、船舶修理及び船舶関連物品購入における監督・検査の適正化の徹底を指示した。

⑤定期的な執行状況の確認

少額随意契約にかかる見積結果の報告様式を定め、令和3年10月27日付で本局から港湾空港関係事務所に対して事務連絡を発出し、事務所長による事後確認の徹底を指示した。

(6) 採用昇任等基本方針等に基づく人事配置に関する現況の確認

九州地方整備局において、同一ポスト等の長期滞留者に関する状況を把握するとともに、人事担当者間で、人事配置に関する関係法令や通達等について、再確認を行った。

3-2-7 第3回検討委員会（令和3年11月29日）

事案の概要及び当面の対応等の実施状況の報告を受け、再発防止策の方向性について審議を行った。

【主な意見】

- ・緊急コンプライアンスミーティングで確認されたような意識があれば、今回のような事案は発生しなかったはず。発生したということは、今の取組に隙があったということ。職員から意見のあった、風通しの良い職場づくりについて、実効性のある対策のとりまとめをお願いしたい。
- ・本事案は、業務を職員一人に任せきりにしていたことが問題であり、業務全体としての対策につなげて欲しい。
- ・PDCAサイクルで防止策の取組の検証を重ね、深化、吸収できる体制を作っていたきたい。この委員会での検討内容について「聞く」だけでなく、「理解」して、できることから取り組んで欲しい。
- ・対策の内容によってはすぐに実行することが難しいものもあるかもしれないが、何をいつまで取り組むのか、目標をしっかりと設定できるとよい。
- ・凡事徹底が基本である。この事案を風化させないよう、研修等を継続していくことが重要。業務のガイドラインなどは、対応に迷ったときに、適切な判断ができる手段となる。
- ・「職場の健康づくりポケットブック」の所持は大事である。常時携帯することは当たり前のこととして推進してほしい。スマートフォンへのダウンロードもできるので、活用を促進して欲しい。
- ・事業者等への応接ルールの遵守要請は、事業者側にどう伝えるか非常に難しいと思う。配布や掲示以外の対応も必要ではないか。所属長から定期的にはっきり伝えることは効果的と考える。
- ・海洋環境整備船だけが特殊な訳ではなく、他の業務にも参照すべき点があることを周知して欲しい。
- ・心の健康づくりをどうやって醸成するか。テレワークでは一人になりがちなので、職員同士の心と心が通じ合う、コミュニケーションを繋ぐツールがあると良い。
- ・職員のプライベートの面についても、状況をできるだけ適切に把握し、組織として必要な情報を共有していくべきではないか。
- ・コミュニケーションの活性化と、内部通報制度の周知は、ベクトルがある意味逆向きで、バランスが難しい面がある。コミュニケーションが良好であれば、内部通報はやりづらいとの心理が働くかもしれない。正のスパイラルとなるイメージで組み立てる必要がある。
- ・再発防止策については、取組の新規性なども示しつつ体系立てて整理し、九州

地方整備局での取組の強化ポイントをわかりやすく伝えることも重要。

3-2-8 第4回検討委員会（令和3年12月13日）

これまでの検討会での検討内容を踏まえた本事案発生の要因及び再発防止策等について、取りまとめの審議を行った。

【主な意見】

- ・しっかりと調査して頂いた。再発防止策はとりまとまったので、適切な運用をお願いしたい。
- ・今回の報告書は外部の者にも分かりやすくとりまとめて頂いた。また、報告書を取りまとめまでの間に取り組んでいる対策もあり、真摯に再発防止に向けて取り組んできていることが理解できる。
- ・再発防止策を形骸化させないように、PDCAサイクルを活用して実効性を担保して欲しい。
- ・事業者との接触ルールについて、職員に周知徹底をお願いしたい。
- ・通報制度は、明確にルール違反か分からないケースでは機能しない。そのようなケースでは、風通しよく、気軽に質問・相談できることが重要であり、報告書に追加して頂きたい。
- ・再発防止策の実施状況について、すぐにできないこともあると思うが、フォローアップを今年度中に実施して欲しい。

第4章 不正事案発生の要因

国土交通省では、工事の発注等をめぐり、過去に不正事案が発生したことを踏まえ、累次にわたり再発防止策を講じ、対策の強化を図ってきた。九州地方整備局においても、発注者綱紀保持の観点から、「九州地方整備局発注者綱紀保持規程」を制定・施行し、発注事務に関する関係法令の遵守・綱紀の保持を図ってきた。また、コンプライアンスの推進及びそのための内部統制の強化に取り組むとともに、法令遵守はもとより九州地方整備局に期待される社会的使命の達成への意識を高めることを目的として、「コンプライアンス推進計画」を毎年度策定（平成27年度以降は継続的かつ安定的な体制・取組を図るため複数年毎の計画として策定）し、コンプライアンスを組織に定着させる取組を繰り返し実施していた。

しかしながら、今回、職員による不正行為が明らかになったことは、国民からの信頼を裏切るものとして極めて深刻な事態であり、九州地方整備局は、この事実を重く受け止め、再発防止に真摯に取り組まなければならない。

【本事案の特徴】

第2章で詳述したとおり、本事案は、海洋環境整備船にかかる業務を担当する事務所係長の職にあった職員Aが、担当業務の発注に関して、甲社の取締役Bに対し受注の便宜を図ることの見返りとして賄賂（電化製品）を要求し、これを受け取るとともに、業務の見積金額を水増ししたうえで少額随意契約の対象となるよう分割発注したとして、加重収賄の罪に問われたものである。

なお、公訴事実等及び九州地方整備局による関係職員への事情聴取等によれば、職員A以外の職員が本事案の不正に関わった事実は確認されていない。

職員Aは、収賄が違法行為であるとの認識はあったものの、関門航路事務所と取引関係があり懇意にしていた甲社の取締役Bに対して換金できる商品を賄賂として要求しており、「契約金額の水増しについても不要な税金を捻出することになり信頼を失わせる行為であった。」と公判で供述している。また、取締役Bは、「イヤホンやカメラの供与は賄賂と認識しており、甲社の税理士から、こうした物品の購入は賄賂の疑いを受けるかもしれないので良くないとの注意を受けていたが、中小の会社は実質的に弱い立場なのが実態であり、仕事を失う恐怖感があって断れなかった。」と述べている。

このような職員Aの行為は、発注者綱紀保持規程に違反する行為であり、コンプライアンス意識が欠如していたことが窺われる。

また、甲社からの古多関節クレーン修理にかかる見積額約125万円の提出を受け、職員Aが、「90万円、90万円、60万円」の3件に分割した見積書提出を取締役Bに依頼したことについて、職員Aは、「3件に分割した理由は少額随意契約の範囲で処理するためで、自ら取締役Bに伝えた。」と述べている。

このような職員Aの行為は、職務上の不正行為による賄賂の收受であり、コンプライアンス意識の著しい欠如が窺われる。

職員Aは、かねてより関門航路事務所と取引関係にあった甲社の取締役Bがいつも無償で業務上の相談に対応してくれることなどから、関門航路事務所に着任後まもなく懇意となり、平成27年秋頃から甲社を優先して、同事務所が保有する海洋環境整備船「がんりゅう」に関する物品購入等の随意契約による受注先として選定するなど、関係を深めていっており、職員Aと取締役Bとの業務を通じた不適切な接触が窺われる。

また、本事案では、船舶の専門性、特殊性、緊急性を理由に、本来品質管理課が行うべき見積書の徴取等の契約手続きを専門性の高い知識や経験を有する職員Aがルールを逸脱して一人で行っており、海洋環境整備船の修理等の業務にかかる特殊性が本事案の背景の一部となっていることが窺われる。

なお、職員Aは北九州市門司区の合同庁舎駐車場で、ワイヤレスイヤホン等を取締役Bより受け取り、18万円で売却し、自身の生活費やパチンコ代や遊興費として使用していた。この点に関して、職員Aは、「平成28年から物品を要求することになったのは平成27年以前から金銭的に困窮していた。」と述べている。

本事案の背景の一部として、個人情報ではあるものの、金銭的に困窮している職員の情報を日頃のコミュニケーションを通じて把握し適切に対処するなど、不正を未然に防ぐ方策ができていなかった職場環境にも課題があったことが窺われる。

(4つの発生要因)

これまで得られた事実経過や緊急点検の結果等を整理すると、本事案の発生原因としては、以下の4点が挙げられる。

- ・コンプライアンス意識の欠如
- ・事業者との不適切な接触
- ・海洋環境整備船等の修理等にかかる業務の特殊性
- ・不正を未然に防げなかった職場環境

以下、各々について具体的に示す。

4-1 コンプライアンス意識の欠如

4-1-1 当該職員のコンプライアンス意識の欠如

職員Aは、国家公務員という職種にありながら、自らの立場を利用し、特定の事業者に賄賂を要求して收受するという違法行為を行うとともに、国の契約手続きに関して職務上の不正行為を行ったものであり、その理由の如何に関わらず本人のコンプライアンス意識が著しく欠如していたと言わざるを得ない。

4-1-2 コンプライアンス意識浸透のための組織としてのフォローアップ不足

九州地方整備局では、コンプライアンス推進計画に基づき、職員のコンプライアンス意識の醸成を図るため、毎年、職場コンプライアンス・ミーティング、各種講習会、セルフチェック（理解度の確認）等の取組を行っているが、職員Aにかかる平成27年度以降のセルフチェック結果の詳細な分析によれば、全体理解度は平均レベルであるものの、利害関係者との接し方や倫理に関する正答率がやや低く、毎回同じ設問を誤答する傾向も見受けられた。また、関門航路事務所としても、モチベーションの向上、コミュニケーションの活性化に課題があり、改善が必要な状況であった。しかしながら、組織的なフォローアップは特段行われておらず、フォローアップが十分ではなかったと考えられる。

4-1-3 海洋環境整備船等の修理等にかかる契約事務におけるコンプライアンスの欠如

職員Aが担当していた海洋環境整備船等の修理等にかかる契約手続きについて確認したところ、少額随意契約に関して契約担当課が行うべき契約相手の選定及び見積書の徴取等を業務担当課所属の職員Aが全て一人で行っていたことが判明した。さらに、その後の緊急点検の結果、海洋環境整備船を保有する他事務所でも業務担当課の職員が見積書の徴取を行っていたことが確認された。

このようなルール逸脱の背景として、特殊な装備品等が搭載された海洋環境整備船等の修理については技術的に専門性が高いことに加え、突発的な故障等に迅速に対応する必要があることが挙げられるが、業務担当課と契約担当課との役割分担による内部チェックが有効に機能しない状態となっていた。

また、本事案では、契約の履行確認にあたり、検査職員が少額の契約であることを理由に、ルールを逸脱して修理完成品を直接確認せず、職員Aからの報告だけで処理していたことも確認された。このような状況は、不正行為の未然防止の観点からも問題がある。

4-2 事業者との不適切な接触

4-2-1 職場における事業者との不適切な接触

九州地方整備局では、職員に「職場の健康づくりポケットブック」を配布の上、常時携行を促しており、発注者綱紀保持規程等で定められている「原則、複数の職員で対応すること」、「単独で応接せざるを得ない場合は事前に所属長の承諾を得ること」など、事業者等との応接ルールについて周知徹底してきたところである。

しかしながら、職員Aは、甲社との打合せや現場立会等について、所属長の承諾を得ることなく一人で対応するなど、甲社との接触を所属長の承諾を得ず一人で行うことが常態化していた。

4-2-2 応接ルールについての事業者側の認識の欠如

九州地方整備局では、従来から事業者等に対して発注者綱紀保持の取組について周知・協力依頼を行っているが、取締役Bは、職員Aが事業者等との応接ルールに違反し、一人で対応する打合せや現場立会に疑問を抱くことなく応じるなど、応接ルール等についての事業者側の認識が十分であったとは言えない。また、公務員から贈賄の要求等の不正がなされた場合の適切な対応に対する認識も欠如していた。

4-3 海洋環境整備船等の修理等にかかる業務の特殊性

4-3-1 技術的に専門性の高い海洋環境整備船等の修理等と属人的な対応

特殊な装置や機械器具が搭載された海洋環境整備船等にかかる修理や特殊な装備品の調達等については、技術的に専門性が高く、海洋環境整備船の業務特性から迅速な対応が求められる。そのため、業務発注にあたり仕様内容の精査や発注金額の妥当性について、技術的に専門性の高い担当者の知識や経験に基づき判断を行うことが習慣化されていた。本事案では、職員Aが担当していた海洋環境整備船等の修理等の業務の特殊性により、これらの業務が組織的かつ適正に執行されず属人的な対応になっていたことが一因となっている。

4-4 不正を未然に防げなかった職場環境

4-4-1 同一職員が長期間同一業務に従事する人事配置

職員Aは、本人の希望や個人的事情への配慮のほか、九州地方整備局内の組織体制や業務再編の影響、本人が有する専門的な知識や経験の活用等の理由から、6年間同じ業務を担当していた。また、当該職員は上司から離れて一人で業務を行っていた。そのことも、上司等他の職員が、職員Aに全てを委ねていた状況や

事業者との不適切な接触を引き起こした一因になったと考えられる。

4-4-2 通報制度に対する認識の低さ

九州地方整備局では、職員に「発注者綱紀保持カード」を配布の上、常時携帯を促しており、その中で発注者綱紀保持規程違反事案にかかる「内部通報窓口」及び「外部通報窓口」について周知している。

今回、当面の措置として、各職場における「発注者綱紀保持カード」の所持状況等を確認したところ、概ね全ての職員が所持していることが確認されたものの、通報の実績は無く、仮に不正行為を知り得た場合でも通報を躊躇するかもしれない、との職員の声も聞かれるなど、通報制度の認識が職員に浸透しているとは必ずしも言えない。

4-4-3 少額随意契約にかかる不十分なチェック機能

九州地方整備局では定期的に内部監査を実施しており、その中で少額随意契約も監査対象となっているが、少額随意契約については件数が膨大であることから、実際に監査対象として抽出される案件は限られていた。また、特定のテーマを設定し対象案件を抽出する等の工夫も行われていないことから、海洋環境整備船等の修理等の少額随意契約に関して、内部監査が十分に機能しているとは言い難い状況であった。

4-4-4 職員個々の事情等に対するフォローアップと職場におけるコミュニケーションの不足等

職員個々の事情ではあるものの、職員Aの生活環境等の情報を、所属長や上司等が日頃のコミュニケーションを通じて、悩みや心配事に対して組織的にフォローする等の適切な対処ができていなかった。仮に、日常業務の中で周囲の職員と良好なコミュニケーションが取られており、上司や同僚に気軽に相談することができる職場環境であったならば、今回の不正事案を未然に防止することができたかもしれない。

第5章 再発防止策

これまで得られた事実経過や関係職員からの意見等を基に第4章で整理した不正事案発生の要因を十分に踏まえ、このような不正事案が繰り返されることを決して許してはならないとの認識の下、再発防止策を講ずることとする。

本事案は、職員Aのコンプライアンス意識の欠如から生じており、職員一人ひとりへのコンプライアンス意識のより一層の浸透のための取組が必要であるとともに、不正を未然に防ぐ観点から、少額随意契約にかかる適正な契約手続きの徹底も求められる。

また、事業者との不適切な接触が本事案の背景となっていることが明らかになったため、応接ルール等の徹底が必要である。さらに、本事案で不正が行われた海洋環境整備船等の修理等の業務にかかる特殊性を踏まえた対応が必要である。

さらに、本事案の発生を結果として未然に防ぐことができなかったことに鑑み、不正の芽を見逃さない職場環境を整備することも、重要かつ不可欠である。

上記のような視点に立ち、今回の不正事案の再発防止策を以下の通り整理した。

- ・コンプライアンス意識の一層の浸透
 - ・事業者等との接触に関するルールの遵守
 - ・海洋環境整備船等の修理等専門性の高い業務の標準化
 - ・風通しが良く、不正の芽を見逃さない職場環境づくり
- 以下、各々について具体的な取組を示す。

5-1 コンプライアンス意識の一層の浸透

5-1-1 コンプライアンス推進計画に基づく取組の着実な実施【継続】

九州地方整備局においては、第3章で詳述したとおり、発注者綱紀保持、公務員倫理等を重点とする「コンプライアンス推進計画」に基づく取組を強化してきた。

こうした取組を行っている中で、今回の不正事案が発生したことを重大に受け止め、あらためて「コンプライアンス推進計画」に基づく取組を周知徹底するとともに、同取組を着実に実施する。

- ・コンプライアンス推進のため、職員向けのメール、各種会議、研修等において、「コンプライアンス推進計画」の取組内容を周知徹底する。
- ・国家公務員としての心構え、国家公務員倫理、発注者綱紀保持に関するルール等を掲載した「職場の健康づくりポケットブック」の常時携帯を徹底する。
- ・幹部職員から所属職員に対する、各種コンプライアンスの取組への参加呼びか

けを徹底する。

5-1-2 コンプライアンス意識浸透のための組織的フォローアップの強化【新規：令和4年度より】

- ・「コンプライアンス推進計画」に基づき、全職員を対象とした、国家公務員倫理法、発注者綱紀保持規程等に関する講習会、セルフチェック（eラーニング等）を実施し、その結果を踏まえ、職員個人のコンプライアンス意識の一層の浸透のため、セルフチェック等の結果を事務所単位でフィードバックし、各事務所におけるフォローアップの強化、各職員の理解度（習熟度）向上に活用する。
- ・セルフチェックの正答率が低い事項を、「PCポップアップ掲示」や「職場の健康づくりだよりへの掲載」、「講習会・研修での重点説明」により周知する。
- ・職員への問題意識の啓発として、イントラポータルサイトに、本事案の事実経過を掲示して周知する。

5-1-3 コンプライアンス講習会等の見直し【拡充：令和3年度より】

- ・本事案を踏まえ、コンプライアンス意識の一層の浸透を図るため、業務担当及び契約担当の管理職を対象とした各種会議・研修等の機会において、コンプライアンス講習会等を実施する。
- ・本事案の対象案件となった海洋環境整備船を保有する事務所の実務担当者を対象としたコンプライアンス講習会等を定期的を開催する。

5-1-4 少額随意契約の適正な手続きの徹底【拡充：令和3年度より】

- ・本事案にかかる事実関係として、契約の意図的な分割が行われ、見積書の徴取や検査確認においてルールを逸脱した不適切な少額随意契約手続きが行われていたことから、あらためて、業務担当者と契約担当者の業務の役割分担を確認・徹底し、契約手続きの適正化を図る。
- ・少額随意契約に関して、事務所長又は副所長による見積依頼前と契約後の内容確認を徹底する。
- ・監督又は検査を命じられた職員に対して、監督職員・検査職員が本来行うべき業務内容と法令上の責任について周知徹底する。

5-2 事業者等との接触に関するルールの遵守

5-2-1 事業者等との応接ルールの徹底【拡充：令和3年度より】

- ・発注者綱紀保持規程等に定められている「事業者等との応接方法」の浸透を徹底するため、事業者等との応接ルールを記載した「職場の健康づくりポケット

- ブック」を常時所持するよう、全職員向けに注意喚起のメールを配信する。
- ・人事異動時の異動者に対し、各職場において「職場の健康づくりポケットブック」の所持確認を行うとともに、新規採用者や外部転入者に対する配布により、応接ルールの周知徹底を行う。
 - ・事務所等において、事業者等とのオープンな打ち合わせ場所の設置、総務課等窓口での来訪者受付や受付管理簿への記録等を実施し、事業者等との接触に関する透明性の確保を徹底する。

5-2-2 応接ルールの遵守に関する事業者等への要請【拡充：令和3年度より】

- ・コンプライアンス推進計画に定める「事業者等に対する九州地方整備局発注者綱紀保持規程等の周知」の取組を徹底するとともに、所属長等より事業者等に対して、職員との応接ルールの遵守について協力を要請する。
- ・事業者等に対して、国家公務員からの賄賂等不正な要求がなされた場合の通報協力を要請する。

5-3 海洋環境整備船等の修理等専門性が高い業務の標準化

5-3-1 海洋環境整備船等の修理等にかかる知見の共有【新規・拡充：令和4年度より】

- ・海洋環境整備船等の修理等の技術的専門性や特殊性を有する業務について、属人化した業務内容にならないよう、業務に関する業務担当者向けのガイドライン等を作成するなど、一層の業務の標準化を進める。
- ・特に海洋環境整備船等の修理等業務については、実績データベース(仮称)を作成し、これを活用して参考見積書に記載された仕様内容や価格の妥当性を確認できる仕組みを構築する。
- ・業務担当者会議等を通じて、海洋環境整備船等の修理等の契約方式や契約実績について、定期的な情報共有を行う。

5-4 風通しが良く、不正の芽を見逃さない職場環境づくり

5-4-1 採用昇任等基本方針等に基づく人事配置の徹底【継続】

- ・契約等の事務を所掌する特定の職については、やむを得ない事情がある者を除き、原則3年以上同一業務が継続しないような配置換を行う。
- ・やむを得ず同一業務への従事期間が長期となっている職員を対象に、組織における役割の再確認やモチベーションの向上、コンプライアンス意識の再確認、啓発を徹底する。
- ・所属長は、部下職員が、日常的に上司と離れて一人で勤務することがないように、適切な業務管理を徹底する。

- ・人事異動に関する業務に当たり、人事配置に関する関係法令や通達等について人事担当者間で再確認する。

5-4-2 通報制度の周知徹底【拡充：令和3年度より】

- ・全職員に対して、発注者綱紀保持規程等に定められている「発注者綱紀保持規程違反報告制度」の浸透を徹底するため、通報窓口及びその連絡先について記載している「発注者綱紀保持カード」の所持の徹底を促す。
- ・人事異動の都度、転入者等へ「発注者綱紀保持カード」の所持確認、配布等を実施し、通報制度を周知する。
- ・「発注者綱紀保持カード」を職場入口等に掲示し、これにより、職員が通報制度を常時確認する。

5-4-3 少額随意契約にかかる内部統制機能の強化【新規・拡充：令和4年度より】

- ・第三者の有識者で構成する「九州地方整備局入札監視委員会」において、少額随意契約の契約手続きが適切に行われているか、契約区分の適用に合理性があるかを確認するため、審議対象案件として追加する。
- ・内部監査にあたっては、少額随意契約の執行状況にかかる定期報告等の内容を踏まえて監査対象案件を抽出するとともに、少額随意契約にかかる抽出案件数を見直す。
- ・海洋環境整備船等の修理等など、業務特性に応じた特定のテーマを定めて監査項目を重点化するなど、内部監査の実効性を向上させる。

5-4-4 職場全体のコミュニケーションの活性化【拡充：令和3年度より】

コミュニケーションの活性化による「風通しの良い職場づくり」は、職員間における「知識・意識の共有」や「情報の共有」など、コンプライアンスを推進するために不可欠であり、再発防止策の基本となる事項である。

- ・各所属所において、定時退庁日の始業時や終業時を活用した職場内ミーティングなど職員間の情報交換の機会を積極的に設けるなど、職場全体のコミュニケーションの活性化を図る。
- ・自宅テレワーク等にあたっては、WEBミーティングやチャット機能等を活用し、可能な限り出勤時と同レベルのコミュニケーション環境を確保する。
- ・組織に対する信頼を回復するため、職員間のコミュニケーションの活性化や情報共有の促進、上司と部下との信頼関係の醸成及び職員個々の事情等に対する適切なフォローアップなど、職員が悩みや不安を相談できる職場環境はもとより、職員が業務上感じた自己若しくは他者の行為等に対する気づきなど

を気軽に周囲に相談できる風通しの良い職場づくりを進める。

第6章 おわりに

本事案は、基本的には職員個人の責に帰すべきものではあるが、本検討委員会では、海洋環境整備船の運航・管理に携わる現場において、事業者等と日々接触する係長としての業務に特有の問題はなかったのか、組織として不正を未然に防ぐことはできなかったのかといった視点を含め、公判等で明らかになった事実経過、これまでのコンプライアンスの取組や入札契約手続に関する緊急点検の結果等を考察し、二度とこのような不正事案を生じさせないよう、以下、四つの柱から構成される再発防止策をとりまとめた。

- ①コンプライアンス意識の一層の浸透
- ②事業者等との接触に関するルールの遵守
- ③海洋環境整備船等の修理等専門性の高い業務の標準化
- ④風通しが良く、不正の芽を見逃さない職場環境づくり

第5章で詳述した再発防止対策のうち、コンプライアンス意識の一層の浸透のための組織的フォローアップ体制の構築、海洋環境整備船等の修理等の技術的専門性や特殊性を有する業務についての業務の標準化及び「九州地方整備局入札監視委員会」の審議対象案件に少額随意契約を追加することについては、今回の事案に鑑み、新規で取り組む事項とした。

今後、これらの再発防止策を組織として強い決意を持って実行し、コンプライアンス意識の保持を徹底していくことが、九州地方整備局には求められる。

そのためには、職員一人ひとりが、本事案に真正面から向き合い、強い自覚と高い倫理意識を持って、再発防止策に取り組んでいくことが必要である。

また、九州地方整備局が、より一層、風通しの良い職場となるよう、組織として、職員一人ひとりの「心の健康づくり」に注力することが必要である。

真摯な姿勢で、公平公正に職務にあたるとともに、組織全体でより高いレベルでコンプライアンスを実践し続けることが、損なわれた国民の信頼を回復、地域からの信頼を取り戻す唯一の道である。

今回策定した再発防止策については、その取組の実施状況や効果を検証し、必要な見直しを行う等、PDCAサイクルを活用し、適切にフォローアップしていくとともに、今後、本事案に関する新たな事実が判明した場合、再発防止策の見直し等も含めた検討を実施していくものであることを申し添える。

九州地方整備局発注業務にかかる不正事案再発防止対策検討委員会
委員名簿

有識者委員（敬称略）

やの しんいちろう
矢野 真一郎 九州大学 大学院工学研究院教授 <委員長>

すなだ たいじ
砂田 太士 福岡大学 法学部教授

はらだ あきら
原田 光 公認会計士 監査法人北三会計社 福岡事務所

九州地方整備局発注業務にかかる不正事案再発防止対策検討委員会
開催経過

第1回

- 日時 令和3年9月3日（金）10:00～11:10
場所 九州地方整備局 災害対策室
議事 (1) 事案の概要説明について
(2) コンプライアンスのこれまでの取組について
(3) 関連する現行の制度・手続きについて

第2回

- 日時 令和3年10月6日（水）14:30～16:30
場所 福岡第二合同庁舎 共用第5・6会議室
議事 (1) 事案の概要
(2) 第1回委員会でのご意見と確認内容
(3) 確認結果
(4) 緊急的な点検について

第3回

- 日時 令和3年11月29日（月）14:30～16:00
場所 福岡第二合同庁舎 共用第5・6会議室
議事 (1) 事案の概要
(2) 委員会での議論を踏まえたこれまでの対応状況等
(3) 不正事案発生要因と再発防止策（案）

第4回

- 日時 令和3年12月13日（月）14:30～16:00
場所 福岡第二合同庁舎 共用第5・6会議室
議事 「九州地方整備局発注業務にかかる不正事案再発防止に関する報告書」（案）
について